

〔史料紹介〕

「志記」からみた

毛内宜庇の改革思想

小笠原二郎

「志記」は、寛政二（一七九〇）年、津輕藩士毛内宜庇（有右 江内茂 蕭一七三六一一八〇四）が時の藩主、津輕信明（宝曆一。一寛政三）に上申した藩政改革意見書である。

宜庇はこれを、題辞、卷一官職考、卷二兩市考、卷三戶籍考、卷四田賦考、卷五雜考の五編に分けて細論している。これによると、経済改革を主軸としながら、文物、制度、風俗、産業、芸術、芸能、文字等藩政全般に及ぶ広汎な改革案であることがわかる。

題辞

先づ題辞の劈頭に、「夫れ、経済の直たる、安民に止る」として、経済安定こそ民政の根本とした。しかし、この意見書は、「死後は棺中に収めて、全く他の見るに佛ぶるを免さず、」としているのは、その真意をうかがいかねるところである。また、同文中に「大篇」といつているが、前述のように、志記は卷一から卷五までで、五篇より実在しないのはどういふわけであろうか。あるいはもう一篇はすでに散逸してしまったのであろうか。

次に、志記は種々の写本が世上に流布しているようで、現に、弘前市立図書館に、その一種があるという。（わたくしはまた現物はみておらない）また、「管見策」という題名の写本も見受けられる。しかしこれは、わたくしのみるところでは、志記のタイジスト板と認められた同文中「臣（宜庇）、其官に居らずして是を管見する故也」から、採用した後世の人の命名ではあるまいか。

卷一官職考

宜庇は経済改革の第一歩は、民政を掌握する役人機構そのものを改めるのが第一として、その冒頭に、「夫れ、官位爵位は國を躋し、人を勉め、民を治る本にして、尤も重んずべきの才」とし、唐の制度から説き起し、日本の官職制度、幕藩制度の現状にまで及ぶ。この中で、今日なお、わたくしの疑問としている大名の官名とその領地の争にふれているから紹介しよう。すなわち、細川侯は官名を越中守と称しながら、その領国はその官名と似合わない肥後である。また、鍋島侯は官名信濃守を称しながら、領国は肥前である。このように、官名と領国が相違しているのは本来の姿ではなくして、「戦国の余風なれば、官名を正すべき暇無く當時に至る迄、其謬を遺」しているのだ、と評している。

いま、卷一の内容を順に拾えば、次の通りである。

爵位、官職、技能者、能役者、重農主義、郷士、重工業、武芸師範、儒者と代官、敬老、十三階制、二十一

階制、職制、元方家老、元方用人、政道方家老、政道方用人、地方家老、地方用人、儀式方家老、儀式方用人、大目付、郡奉行、代官、町奉行、町吏、勘定奉行等である。この中で、能役者の昇任は考えもの、武士師範の世襲は悪習、儒者はものと重要すべきこと、医者の任用にはものと慎重を期すこと、などが注目されてよい。卷二 兩市考

宜庇のいう。兩市とはどこのいふ概念か、一言では言いがたないが、関税、経済領域、市場などを含む経済安定策の具体的要件を列挙しているように思われる。

先づ、諸言、国家危亡論では津輕藩政の創草期から海防、展望し、現在に及び、各時代相の持ちように触れ、次いで、債と宝、金銀論、國宝論、兩市の基、商船、商工分賦、禁商品、権衡度疊、帛平倉、米価論、推穀、交易論、輸入制限、國産奨励、材産資源、鉱産資源、物産政策、奢侈の原因、中間搾取排除。この内、帛平倉の項では、米価の主客の権という思惑を打ち出した。これは今日の経済学でいうところの需要供給の關係を明らかにしたもので、米価安定のインフレーションを生産者たる百姓に握らせる事によつて、その頃、すでに抬頭しつつあつた町人の経済力に政治力を抑圧しようという封建主義保全政策の現れと受け取れる。しかし、この時すでに日本の封建社会、従つて北匠の津輕領といえども、農業経済から貨幣経済へようやく変ぼうしつつある時代に入

つていたので、たとえ、宜庇といえども、如何ともしがたい大きい時代の流れであつたに違いない。が、しかしそれを意識すると否とにかかわらず、宜庇に依れば、度量衡を正し、交易の正常化を計り、不用品の輸入を禁止し、一方天然資源の陶発など強力に推し進める必要があるとした。また、商業取引において、中間搾取の排除に努めている点は、極めて近代的で、卓見といえるだろう。卷三 戶籍考

宜庇は、戶籍法がなせ必要かを、その巻頭に、つぎのように述べる。

「夫れ、戶籍といふは人別の事也。民を經済する本にして、遊民を明かにし、姦曲を防ぎ、訟争を正し、國政を計り、役使するに強弱を計り、悪事を止め、親を結び、軍旅を務め、政事を行ふにも、戶籍正しからざる時は、叶はざる也」と言つてゐる。これを要約すれば、戶籍は人道、國政運用上必要な要件だ、としたのである。従つて、戶籍法の原理というものは、思想的には、今日と何ら變りはなかつたことを示している。宜庇は、この思想を次のように展開させる。即ち、

北、南、旅、党、州、郷、邑、巷、郡、五軒組、戶籍の法、淡海公の令、保証、連帶制、新戶、新戶制限、浮浪者、奴婢、逃亡者、旅行者、他回者、向屋、宿屋、負割なき者、標題、三民の叙次、工商の叙次、權職、改業、失業考、諸直教授、改名、建物の売買、版、保護、鹿坊、

婚姻、離婚、夫の失業、婚姻の奨励、離婚の条件、濱街、濱地、士郎、戸籍改め、戸籍改めの様式、版型、律、陰律、復削、相続、新規營業役金、諸役金、免稅等にそれれ分けた。

二この内、婚姻の項では結婚の條件として、男子は十六才、女子は十四才に達すれば許可される、濱街の項では以前の都市計画を示すとして、免稅の項では、工業の従事者は、新規營業を除き免稅とする、として遺産に意欲を示しているのが、それれ法目されよう。

巻四 田賦考

もともと、重農主義時代の当時の事である。特に米の生産を本命とした農業生産とこれに対応する課税の在り方は着の死命を制する重要事体に盡いない。わけても、津輕においては水一匹倒といつてもよかつた。こういう現状をふまえて、宜応は、この向題にどう対決しようとしているのであろうか。

以下宜応に従えば、田賦即ち、租税法は、保元、平治の乱以来の戦乱のため、すっかり乱れ、特に東山、室町時代以後は、一般に風俗、上下共に奢侈に流れ、生活費も倍増する結果となつた。その皺寄せが生産者の農民に重圧を加えることとなつた。この原因は、一般的には「畢竟天子の政に非ざる弊也」として、徳川家康以来の幕藩制度を批判し、また、津輕藩では、「袖り、武田氏の道」だから、「武田刑戮を免れざるは、君道を覆したる

罪、夫、是を罰せる也」と極論している。この武田といふのは、武田源左征内(旧姓榊引)のことである。彼に對する批判の可否についてはいまは触れないことにする。また、武田は文正時代に入つてから、南拓の功績者、平宋三右征内と同様、従五位を追贈された事、またこの頃、武田の末孫である同姓木郎氏と始めて直接お目にかかれたこと、しかも、この人がわたくしの幼い頃からわたくしを知つておられたこと、いづれ源左征内の事についてゆつくり語り合おうと約束したことなどをここに書き留めておくだけにする。

宜応は、武田源左征内のオーバークを罪惡視しなかりも、今後とも農業生産を押し進めるためには、なお南拓の必要があると強調する。そのためには、藩士は幸先して、田園に定着して南拓の尖兵となるべきだ、として次のように、その理賦能力にものを言わせて南拓十年後のウイジョンを披露する。

す方わち、緒言、津輕藩の税法、國民の不安の十因、解決の方法、南田法、南田の十六難、南田の効果、南田の收支、士家の上着、住宅、耕用馬、南拓者優遇、南田者の給与、移住戸口、移住士家、移住才一年、移住商家、南拓才一、才二、才三、才四、才五、才六、才七年目の收支、南田十年の效果、創農法、八穀、有用農林産物、牧畜対策

いま、津輕富士の東の麓一帯に無限に展開する津輕平

野の一端に立って思ふことは、かつて南田のぎせいとなつて、自らその命を断つた武田源左征四郎も、それをさびしく批判した内宜庵も、すべては、この肥沃な水田を營成するための硬軟二種の土壌にしか過ぎなかつた事を、誰い知らされるし、数年求の豊作がもたらした。減反、という異状事態をどのように乗り切つたらよいか、を、若しこの二人の偉人にたずねたら、驚きおされるばかりであらうか。それとも、武田は武田で、武田式滅及法でも編み出すか、宜庵は宜庵で、新版『志記』でも書き遺してくれるであらうか。

卷五 雑考

卷一から卷四までの官職制度論、経済振興論、戸籍制度論、租税論などにより、宜庵が実に多能卓抜な政治思想家である事を示したが、雑考論では、実は宜庵が一介の武弁ではなく、また博識多材な文化人であった事を示してくれるたろう。

すなわち、後宮の項では、当時の蓄妾の習慣にふれ、「古は天子九の妃あり、諸侯には七人の妃あり」、蓄妾が、正室以外の婦人を近侍させるのは、「全く淫にあらず、彼あらんがため也」として、後宮機関説をと存えている。これによると、蓄妾は、性欲のためではなく生殖のためだ、として達観している。売淫の項では、売淫した者が、役銭を取らせる事、五軒租を罰する事などを規定しているが、それを全く禁止しておらないのは、宜庵が、市

井の細部にわたってある程度の知識を保持していた事を示す。いわば狩人でもあつた証拠であらう。次は、朗詠、田歌、狂言狂ど、芸能音曲に対する理解は象を抜く程度のものと思われるが、それは、幸若の項で、次の様に好い音楽と、悪い音楽を比較しているのも理解されるし、同時に文筆の才能にもすぐれていた事を示す。少々長いけれども左に紹介しよう。

「譬へて言はば、取付し樹立物旧りたる透向に、紫の戸物深からで、四阿の障子半ば曲ぎたるに、日のさし入りて、主がましき人なひらかに机に持れ懸り、靜に膝拍子を取て、崗山月、秋風月など颯詠し居たりく様と、又門屏清らやかに、殿作りいかめしく、従者も数多有けに、此主と寛しき人、善き衣を着し柏子盤を直し、いかめしく、眩をはり謡を調ひし面色のいと荒々敷きと、此の二の物を垣向見たらん人に、何れが勝り、何れが劣れる」。相及する二種の無形の音楽を二つの舞台セットにしろえ、可視的景観に置き替へ、これだけ微細にこれだけ付くド豊かに盛りあげたエッセーをわたくしは、いまままで、地方史料のわくの中から見出した事はなかつた。それはちようど「徒然草」や「枕草子」の世界にがやうものがあるように思える。

これらの芸能、文学論は、宜庵のなみなならぬ学殖の深さと、思考力の鋭さを示しているように思われるが、これを次のように展開している。

諸言、孝悌忠信、分辯、廉恥廉辱、後宮、酒、醬油、
酸、紙、蠟燭、袴不受、書法、見継山、諸漢の取締、隠
シ津出シ、僧徒、壳淫、風俗、音楽、琵琶、箏、琴、催
馬歌、朗詠、三復、警方、尺八、白拍子、田楽、猿楽、
狂言、幸若、詩歌、連歌、国歌、賞罰考、礼祭考、親
族考、法則考、芸園考、土産考、物質考、章服考、武備
考、孝則考、祭礼考、縁起考

この内、詩歌の項では、これまで全然予想もしなかつた新しい芸術論を発見したようにおもふ。これは当時の津輕藩士の教養の限界をはるかに超えたものと思われた。何せ、武士とは俳句は作らぬもの、作るなら、最期のエケケットとして辞世の一首位はたしむべきもの、それも古今集流でよい、といった程度のものであったのだが。こゝのこゝの時勢の中にあつて、古今集と全く相反する歌風——万葉集流の和歌を鑑賞するが如き事は、国文学者が歌人ならばとも角、武人として到底容えられない程度のものであつたらう。すなわち、宜応によれば、万葉集所収の山部真人の短歌、

田子の浦ゆ打ち出でぬれば夏白くそ富士の高嶺に
雪は降りける
を、新古今集では、

田子の浦ゆ打ち出でぬれば台妙の富士の高嶺に
雪は降りつゝ
と改めたのは、「言葉を飾るを以て、実を失ふ」とし、

「二卿は、風穴を出不して唯思やりし弊なり」と、二卿を皮肉つたのである。ところで、二卿とは藤原定家、同家隆の二人の古今集家人、また風穴とは、彼等がめくぬくと收まつておつた、宮殿か卯宅をさすのであらう。

この両家集總論は、明治期の短歌革新論者、正岡子規の筆法をほうふつさせるものがある。子規が「歌よみと与ふる書」を歌壇に投じたのは、明治三十一（一八九八）年だから、子規をさかのぼる事、百年、また今から実に百八十年前の事である。由來、万葉集を正しく評価した者は、古代、中世、近世を區じて、僅かに源東朝、加茂貞洲、本居宣長、橘千陰など少数に過ぎなかつた。しかも、加茂、本居、橘等はいづれも、学術研究の対象にしたに過ぎず、万葉集の真體とした、素朴さ、簡明さ、おもしろかさなど芸術の内奥に参入する事はできなかった人達であつた。これをおもひ、かれを思う時、津輕藩の重祿にあつたとはいひながら、北辺の一小藩吏・宜応の万葉に対する鑑賞眼は、時流をはるかに超え、實に中世において源東朝、近世においては平賀元義、田安宗武、揖取魚彦、近代においては正岡子規と同位同質のものと云つても不当とは思われぬ。

宜応没後、すでに百七十年となる。わたくしは、去る四十五年の夏、彼の善提寺である弘前新寺町の本行寺を訪ねた事がある。萩の花がおおいかぶさるるように咲いて

いる石畳を踏んで、裏側の墓地を歩きまわって又だが、ついに目ざす宜庇の墓にめぐり会う事ができなかつた。高い杉の指から降ってくる蝉の声をあびながら、われながらうかつ、無謀であつたと後悔した。暑さと疲れのたゞとある石ころに膝をおろして空を見あげる。すると、宜庇の頃からこの墓地をみおろしていたらうと思われる。よう右杉の老木の指から、幹へ、根元へと視線を移して、行く内に、わたくしは眼の前にある二つの自然石の墓標が気がついた。大きい方は笠原八郎兵征、小さい方が小島崎兵征である。宜庇の墓にめぐり会えなかつた失望感よりも、抱き合うように立っている笠原、小島の墓をみつけた喜びの方が大きかつたのかも知れない。しかし、もう一度、本行寺を訪ねたいと思つてゐる。

注

毛託全編に出てくる主要人名は左の通り(五十音順)

袁公、市川水庵、禹王、奥田庄左江門、狩野元信、管仲、戒香公、桂光公、玄圭公、葛源公、孔子、勾踐、黄白公、巨勢金剛、虎徹、後藤祐兼、吳直玄、西行、定宗卿、佐藤丹波、荀子、端祥公、崇神天皇、威南塔、莊子、武田源左江門、太宰純、淡海公、唐太素、頼阿、鍋島公、三村權右江門、野元道元、芭蕉、英一蝶、范蠡、樋口弥三郎達候、揚王、墨子、藤原家隆、細川侯、正宗、松田善延、明珍紀宗賢、孟子、柳沢吉保、揚子、養老卿、領謝、横谷京与、利久、老子、渡辺近江